

(資料 1)

移住者を含む求人・求職に係るマッチングサイト
の導入に関するガイドライン

2023 年 12 月 26 日最終改訂

内閣府地方創生推進事務局

目次

目次	i
1 はじめに	1
2 マッチングの基本的な仕組み	1
3 マッチングサイトの開設	2
3. 1 マッチングサイトのシステム的機能	2
1) 必須機能	2
2) 推奨機能	3
その他	5
3. 2 マッチングサイトのHTML構造	5
3. 3 クローリング・スクレイピング対策	5
3. 4 クラウドサービスの利用	5
3. 5 データベース構造	5
4 マッチングサイトの運営・改善	5
4. 1 求人活動のサポート	5
4. 2 データマネジメント	5
4. 3 マッチングサイトに係る広報及びアクセス状況の把握	6
4. 4 SEO対策	6
5 事業の運営体制	6
6 関係するサイト・部局・事業者情報等の共有と公開	6

1 はじめに

デジタル田園都市国家構想交付金を用いたマッチング支援事業は、地域経済への波及効果等の観点から地方公共団体が選定した中小企業等を対象として、求人広告等の作成支援と、マッチングサイトを用いた求人の発信支援を行い、地域における人材のミスマッチや人手不足の解消を図ることを主眼とする。また、移住支援金についても、対象法人への就業者だけでなく、多くの人が魅力ある求人を目にし、移住・定住することにより、東京から地方への新しいひとの流れを作ることを目的とする。

マッチング支援事業においては、効果的な求人広告や採用ページの作成に加え、大半がインターネットを介して求職活動を行っていると言われる東京圏の求職者が、都道府県等が収集した地方の求人情報を容易に取得できるようにすることが重要である。加えて、地域の中小企業等が主体的で持続的な求人活動を行うことができるような環境整備も重要である。

本ガイドラインは、都道府県がデジタル田園都市国家構想交付金を活用したマッチング支援事業を行うに際し採用すべき方式等をガイドラインとしてまとめたものである。

2 マッチングの基本的な仕組み

本事業では、その目的を達成するため、次の取組により、求職、求人及び移住のマッチングを促すことを基本とする。

- (1) 都道府県は、市町村、商工団体、地元金融機関などと協業して、地域の法人・企業へ働きかけ、求人を募る。
- (2) 都道府県は、職業安定法上の募集情報等提供事業として自ら運営又は委託する求人サイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報等を掲載する。
- (3) 都道府県は、マッチングサイトを閲覧する求職者が、対象市町村等の地域情報サイトにて地域の実情を調べることが可能となるよう、自らのサイトから各サイトへ誘導する。
- (4) 国は、地方公共団体、移住支援団体らによる移住フェア・相談会においても、マッチングサイト及び民間求人サイトを活用した東京圏から地方企業への求人・求職マッチングの広報等に努め、推進を支援する。

3 マッチングサイトの開設

マッチングサイトの開設方法は、次のいずれかが考えられるが、本事業の目的はマッチングサイトの開設そのものではなく、民間サービス等を有効に活用して、求人情報等を必要とする人に、適時に、鮮度のある充実した内容を提供することであることから、(1) 又は (3) を推奨する。

- (1) 本ガイドラインが示す仕様に対応した求人サイトを構築することができる民間のサービスを利用する。
- (2) 本ガイドラインが示す仕様に対応した求人サイトを、自前で新規に構築する。
- (3) 本ガイドラインが示す仕様に対応するために、都道府県の既存の求人サイトを改修する。

なお、複数の類似サイトを設置している都道府県においては、アクセスの分散化防止や情報更新等の運用面の改善のため、複数の類似サイトを統一することを推奨する。

3. 1 マッチングサイトのシステム的機能

マッチング支援事業を円滑に行うため、必要と考えられるマッチングサイトのシステム的な機能は次のとおりである。ただし、開設済みの既存のマッチングサイトや、活用しようとしている民間サービスに同様の機能がある場合は、改善する場合を除き、その機能を活用することを推奨する。

1) 必須機能

マッチングサイトについて、少なくとも必須と考えられる機能は次のとおりである。

ア 求人情報等提供機能（求職者向け）

求職者等が、求人情報等を統一性・一覧性をもって検索し、求人情報等の詳細を表示し、参照することができる。

なお、本機能については、多くの方に広く閲覧いただくことが重要であることから、求職者にアカウント登録やユーザ認証を求め、情報へのアクセスに制限を課すことはすべきではない。

イ 地域紹介・転居に関する情報提供機能（求職者向け）

求職者が、地域の紹介、移住を含む転居・引っ越しに係る情報を参照することができる。

なお、これらの情報を外部サイトにて実施する場合には、マッチングサイ

トからリンク等で誘導すること。

ウ 求人情報等管理機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイト運営者が、収集した求人情報等を、登録し、更新し、削除するなど、管理することができる。具体的には、マッチングサイト運営者が、移住支援金対象企業・求人を管理すること、求人を統一性・一覧性をもって検索し、求人情報等の詳細を表示し、参照することができること、求人情報等を登録し、更新すること、情報システムが入力データを確認し、不適切な入力をマッチングサイト運営者に指摘することができること、求人情報等に一定期間更新がない場合にマッチングサイト運営者等に更新をさせ、又は促すことなどができる。

エ アクセス解析情報提供機能（マッチングサイト運営者向け）

マッチングサイトのアクセス状況を分析サービスサイトへ提供することができる。

各都道府県のアクセス状況等を、簡便に、かつ共通の方式で分析する観点から、グーグルアナリティクスによる分析を必須とする。なお、グーグルアナリティクスのほか、他の分析ツールによる分析を行うことを妨げるものではない。

オ アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能（マッチングサイト運営者向け）

ウの機能を利用するため、マッチングサイト運営者が、求人者等情報掲載側利用者のアカウントを管理し、マッチングサイトの利用者を特定して、不正アクセスを防止しつつ、情報システム機能の利用権限を制御することができる。具体的には、マッチングサイト運営者が、ID・パスワードなどの認証要素を登録・更新すること、認証要素の変更によりマッチングサイトへのログイン認証をすること、利用者の利用権限を制御すること、ログインユーザーのアクセス状況を把握するためログ管理をすること。

2) 推奨機能

マッチングサイトについて、利用者の利便性及び運営者の管理の観点から、あることが望ましい機能は次のとおりである。なお、利用者の利用状況を見越し、個人情報への配慮など情報セキュリティ対策や費用対効果を勘案して選択することを推奨する。

ア 移住支援金対象求人申請機能（求人者向け）

求人者が、移住支援金の対象となる企業又は求人となるための申請を行えるとともに、申請者が地方公共団体とコミュニケーションできること。

イ 移住支援金対象企業・求人審査管理機能（地方公共団体向け）

地方公共団体が、申請のあった移住支援金対象企業又は求人について、審査過程を管理することができる。具体的には、地方公共団体が申請者とコミュニケーションし、審査過程を記録すること、情報システムが一定期間経過した未対応申請を地方公共団体に知らせ、作業を促すことなどができる。

ウ 求人情報等管理機能（求人者向け）

求人者が、求人情報等を登録し、更新し、削除するなど情報を管理することができる。具体的には、求人者が求人情報等を登録し、更新すること、情報システムが入力データを確認し、不適切な入力を求人者に指摘することができること、求人情報等に一定期間更新がない場合に求人者に更新をさせ、又は促すことなどができる。

エ 応募機能（求職者向け）

求職者が、特定の求人票に対し、応募することができる。具体的には、求職者が、履歴書情報を登録・更新し、求人に対し応募し、求職者が求人とコミュニケーションすることなどができる。

オ 選考管理機能（求人者向け）

求人者が、求職者の応募について、選考過程を管理することができる。具体的には、求人者が応募者とコミュニケーションし、選考過程を記録すること、情報システムが一定期間経過した未対応応募を求人者に知らせ、作業を促すことなどができる。

カ SNS連携機能

マッチングサイトとSNSを連携することができる。具体的には、マッチングサイトの各求人情報にSNSシェアボタンを設置すること、マッチングサイト上にSNSを埋め込み表示することができる。

キ アカウント管理・ユーザ認証・アクセス管理機能（求人者・求職者向け）

上記2)アウエオにおける求人者・求職者向けの1)カと同じ機能。

その他

以上のほか、移住支援金に係る移住者からの申請情報の管理や、申請書の審査管理に関する機能なども考えられる。

3.2 マッチングサイトのHTML構造

グーグル検索等の検索サイトに、求人情報等として取り込まれ、検索されやすくするため、指定された構造化データになるように、schema.org のスキーマ構造に沿ってHTMLを作成するものとする。

3.3 クローリング・スクレイピング対策

クローリング・スクレイピング排除対策については、幅広い民間求人サイトでの求人掲載を実現するために控えるものとする。サーバの性能上、やむを得ず、アクセス負荷を下げるためには、robots.txt 等を用いて適切にアクセス制限を行うことが望ましい。

3.4 クラウドサービスの利用

マッチングサイトの構成は、その開設方法に関わらず、低廉で、機能・規模拡張に優れ、十分な情報セキュリティ対策がされているクラウドサービスを利用することを推奨する。具体的には「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（2018年（平成 30年）6月 7日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）4．補足に記載されたサービスを用いることが望ましい。

4 マッチングサイトの運営・改善

4.1 求人活動のサポート

地域の中小企業等による持続可能かつ効果的な求人メカニズムを構築するため、企業の求人活動を継続的にサポート（求人魅力化セミナーや e-learning、ヘルプデスクの設置など）することを推奨する。

また、求人・求職に関し協力的な地域金融機関にも参加を要請し、同内容のカリキュラムを受講してもらうことを推奨する。

4.2 データマネジメント

求人情報の信頼性を確保するため、リアルタイムに近い形で更新すること

を推奨する。このような運用が困難である場合には、求人掲載期間を設け、少なくとも半年ごとに確認し、情報の拡充を依頼するなどの対策を行うものとする。

また、データマネジメントに係る業務を委託する場合には、求人情報適正化推進協議会が推進する「求人情報提供ガイドライン適合メディア」宣言をし、又は求人サイトを直接運営して相応の実績を上げていることを契約条件とすることを推奨する。

4.3 マッチングサイトに係る広報及びアクセス状況の把握

マッチングサイトへの集客を図るため、費用対効果に留意しつつ広告掲載などの取組を行うことを推奨する。

また、マッチングサイトへのアクセス状況などの利用実態を常時把握し、マッチングサイトのみならず、マッチング支援事業の改善を図るものとする。

4.4 SEO対策

グーグル検索等で上位に表示されるためのSEO対策（内部対策、外部対策、コンテンツ対策）を講じることが望ましい。ただし、費用対効果が不明確なものもあることから、集客力のある民間求人サイトに掲載してもらえるよう、適正な求人情報等を収集・更新（データマネジメント）し、提供することに優先的に取り組むものとする。

4.5 データ通信の暗号化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）を踏まえ、マッチングサイトにおけるデータ通信は、危殆化（暗号が解読された状態）されていない暗号通信の方式を用いるものとする。

5 事業の運営体制

マッチング支援事業の実施にあたっては、(1)求人者からの求人情報等を適切に管理するため労働部局を中心に、(2)データを適切に管理するため情報政策部局等、関係組織との連携体制を作るものとする。

6 関係するサイト・部局・事業者情報等の共有と公開

国は、求人情報等のソースデータの所在を広く示すため、地方創生サイトには各都道府県マッチングサイトの所在と、マッチングサイトを運営する担当部

局等の問い合わせ先を掲載する。